

倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、(社)日本トランポリン協会(以下、「本会」という)の競技者および役員等関係者が、それぞれの責務に反し、本会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この規定は、本会登録委員会規定に示される登録者(名誉会員、役員、指導者、選手あるいは愛好者)に適用される。

2 本会事務局規定に示される職員については、本会サービス規定に従う。

(違反行為)

第3条 次の各号は、第2条適用範囲内の者にとって違反行為となる。

- (1) 本会の関係者として名誉と信用を著しく傷つけたとき
- (2) 本会の諸規定または方針に反し、故意に又は過失に基づき本会の運営を妨害したとき
- (3) 法令により禁固以上の刑の宣告を受け、その刑が確定したとき
- (4) 本会、(財)日本体育協会、JOC または FIG が参加を禁止している競技会またはイベントへ参加したとき
- (5) トランポリン競技に関することで授与されたメダル、賞牌等を金銭に換えたとき
- (6) 競技規則や採点規則にある選手、コーチ、審判の義務を著しく守らなかったとき
- (7) 暴力行為、セクシャルハラスメント及び個人的な差別など人権尊重の精神に反する行動をとったとき、あるいはとらせたとき
- (8) その他、違反行為をしたとき

(違反行為の処分)

第4条 前条の違反行為に対する処分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録抹消
- (2) 資格停止
- (3) 戒告
- (4) その他、必要に応じた処分

(処分の決定)

第5条 第3条の違反行為に対する処分は、懲戒委員会で検討し、理事会によって決議する。

2 懲戒委員会は、理事会の指名する懲戒委員長、および懲戒委員長が指名する若干名で構成する。

(処分の通告)

第6条 第5条により違反行為に対する処分が理事会により決定した際、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて通告する。

(不服の申し立て)

第7条 第6条における処分通告後、2週間以内に当事者本人ならびに当事者の所属団体から処分に対する不服の申し立てがあったときは、理事会がその申し立てを審査する。

2 不服の申し立てを審査した結果は、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に

文書にて回答する。

(日本スポーツ仲裁機構への不服の申し立て)

第8条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の関連諸規則に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

- 2 競技者及び役員等によるスポーツ仲裁機構への不服の申し立ては、処分の決定日あるいは処分等の通告受領の日から2週間以内に行わなければならない。

(資格の復活)

第9条 処分を受けた競技者及び役員等が、再び登録者としての資格を復活させる場合には、再び本会規定に反する恐れがないことを所属団体長が書面にて本会に提出し、当該登録者本人自筆による、違反行為をしないという誓約書を本会に提出する。

- 2 上記書面の提出により、資格の復活について理事会が決定し、結果を通告する。

平成 18 年 1 月 29 日 施 行